相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市東本町一丁目二一番地、最後の住所名古屋市守山区瀬古東三丁目一三四番地

被相続人　乚　佐久間啓公

右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号ＦＬＥＺＩＯ　ＬＡ四階テミス綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三島　宏太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区軍水町一丁目三一番地の二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　乚　宮田　誠

右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号ＦＬＥＺＩＯ　ＬＡ四階テミス綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　清隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市古知野町古渡三六番地、最後の住所愛知県江南市古知野町古渡二一三番地

被相続人　乚　古池　宣子

右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

名古屋市中区丸の内二丁目一〇番一九号牧野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧野　一樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸市伊尾木二七三一番地、最後の住所高知県安芸市伊尾木二六〇八番地

被相続人　乚　近藤　軍一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

事務所高知県安芸市矢ノ丸二丁目一〇番二三号

相続財産管理人　本田　修二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区小嶺台三丁目一二番、最後の住所福岡県北九州市八幡西区小嶺台三丁目一二番三―四〇三号

被相続人　乚　清水　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

福岡県北九州市小倉北区竪町二丁目五番一一号

相続財産管理人　司法書士　久冨　昇

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者および無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十一年十一月二日

一、墳墓等所在地　福井県大野市要町一番二〇号

一、墳墓等の名称　教願寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　福井県大野市要町一番二〇号　教願寺住職　梅原　賢周

無縁墳墓等改葬公告

高松市寺井町墓元墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十一年十一月二日

一、墳墓等所在地　高松市寺井町墓元八六八番地

一、墳墓等の名称　高松市寺井町墓元墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳のもの七一基

一、改葬を行おうとする者　高松市香川町寺井六九七番地　高松市寺井町墓元墓地管理委員会

会長　生嶋　將照

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成21年11月２日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社ニュー・コロンブス・ツアーズ　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３―341号　④株式会社ニュー・コロンブス・ツアーズ　群馬県前橋市石倉町５―９―１　代表取締役　宮崎勝弘　⑤本社営業所　群馬県前橋市石倉町５―９―１　⑥平成８年４月30日　⑨平成21年10月13日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県前橋市石倉町五丁目９番地の１　株式会社ニュー・コロンブス・ツアーズ　代表取締役　宮崎勝弘

Ｂ　①株式会社ニューズ・トラベルサービス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3729号　④株式会社ニューズ・トラベルサービス　東京都港区西新橋二丁目13番14　代表取締役　菅原成也　⑤本社営業所　東京都港区西新橋２―13―14　⑥平成８年４月５日　⑧平成21年10月１日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区西新橋２丁目13番14号　株式会社ニューズ・トラベルサービス　代表取締役　菅原成也

Ｂ　①株式会社アイ・エフ・シー（アイ・エフ・シートラベル）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5913号　④株式会社アイ・エフ・シー　東京都豊島区南大塚三丁目44番８号　代表取締役　金子政洋　⑤本社営業所　東京都豊島区南大塚３―44―８アイリスビル４Ｆ　⑥平成19年５月９日　⑧平成21年９月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区南大塚三丁目44番８号　株式会社アイ・エフ・シー　代表取締役　金子政洋

Ｂ　①エナック株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6098号　④エナック株式会社　東京都港区芝大門二丁目６番６号芝大門エクセレントビル８階　代表取締役　有山幸男　⑤本社営業所　東京都港区芝大門２丁目６―６芝大門エクセレントビル８階　⑥平成20年10月２日　⑧平成21年10月１日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区芝大門二丁目６番６号芝大門エクセレントビル８階　エナック株式会社　代表取締役　有山幸男

Ｂ　①ＤＴラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5490号　④ＤＴラベル　東京都渋谷区松濤２丁目15番５―202号　茂山真珠美　⑤本店営業所　東京都渋谷区松濤２丁目15番５―202号　⑥平成16年８月３日　⑧平成21年８月３日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区松濤２丁目15番５―202号　茂山真珠美